

【令和2年度予算資料】

地方消費税交付金(社会保障財源化)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

令和2年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	4,821 千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	97,577 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

区分	事業名等	令和2年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	13,037	5,625	3,722		16	211	3,463
	高齢者福祉事業	7,166					411	6,755
	児童福祉事業	7,550	4,904	1,058			91	1,497
	高齢者医療事業	10,800					619	10,181
	その他	22,570					1,295	21,275
	小 計	61,123	10,529	4,780	0	16	2,627	43,171
保健衛生	予防事業	7,370					423	6,947
	母子衛生事業	1,439		360			62	1,017
	国民健康保険事業(直営診療)	0					0	0
							0	0
	その他	840					48	792
	小 計	9,649	0	360	0	0	533	8,756
保険・医療	国民健康保険事業(繰出金)	4,920	665	2,230			116	1,909
	介護保険事業(繰出金)	26,340	514	609			1,446	23,771
	後期高齢者医療事業(繰出金)	4,858		3,135			99	1,624
	小 計	36,118	1,179	5,974	0	0	1,661	27,304
合 計	106,890	11,708	11,114	0	16	4,821	79,231	